

秘密保持契約書（ひな形）

国立大学法人愛媛大学（以下「甲」という。）、株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び甲が設置する大学院アドバンストソーシャルマネジメント学環（以下「学環」という。）に在籍する●●●●（以下「丙」という。）は、相互に開示又は提供する秘密情報の保持につき、次のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する（以下、情報を開示又は提供した当事者を「開示者」、情報の開示又は提供を受けた当事者を「受領者」という。）。

（定義）

第1条 本契約において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 「秘密情報」とは、開示者より開示又は提供を受けた技術上、営業上その他の一切の情報であって、開示又は提供の際に開示者より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され、開示後30日以内に書面、電子メール、チャットその他記録に残る方法により受領者に通知されたもの（以下併せて「秘密情報」という。）をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
 - ① 開示又は提供を受けた際、既に受領者が保有していることを証明できる情報
 - ② 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
 - ③ 開示又は提供を受けた後、受領者の責めによらずに公知となった情報
 - ④ 正当な権利を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - ⑤ 開示者から開示された秘密情報によることなく、受領者が独自に開発し、又は取得したことを証明できる情報
- (2) 「本プロジェクト」とは、特定の課題解決に資する独自の価値又は成果物を生み出すことを目的として実施される有期的な取組であって、乙を主たる実施主体として、乙の管理もしくは関与の下で実施されるプロジェクトをいう。
- (3) 「本研究」とは、学環において、本プロジェクトを対象として実施される研究をいう。
- (4) 「従たる実施主体」とは、乙以外の法人その他の団体であって、乙の責任の下、本プロジェクトの全部又は一部の実施に関与するものをいう。

（表明）

第2条 乙は、丙による本研究の実施及び学位取得のために、次の各号に掲げる事項に同意していることを表明する。

- (1) 丙が乙の秘密情報を利用すること
- (2) 丙が本プロジェクトに主体的に関与する場及び機会を提供すること
- (3) 丙による本研究の実施を受け入れ、協力すること

（秘密保持）

第3条 甲、乙及び丙は、開示者の秘密情報を本研究の実施及び学位取得に必要な範囲においてのみ利用できるものとし、開示者の事前の書面による承諾なしに当該範囲を超えて利用してはならず、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- 2 前項にかかわらず、甲、乙及び丙は、開示者の事前の書面による承諾を得た場合は、第三者に秘密情報を開示できるものとする。ただし、第4条に定める場合はこの限り

ではない。

- 3 乙は、従たる実施主体を本プロジェクトに関与させる場合には、自己の責任において、当該従たる実施主体に対し、本契約において乙が負う義務と同等の義務を遵守させるものとし、当該従たる実施主体による義務の履行について責任を負うものとする。

(開示の範囲)

第4条 甲は、本研究の実施上必要な範囲において、開示者の同意を得ることなく、次の各号の者に秘密情報を開示できるものとする。

- (1) 学環における丙の主指導教員、副指導教員及びPMコーディネーター
 - (2) 学環の業務に関与する甲の教職員
 - (3) 倫理審査委員会、学位審査委員会、外部審査員その他大学の定める学位審査手続に関与する者
 - (4) 本研究に参加し、又は関与する学環の学生
- 2 甲は、前項に掲げる者に対し、本契約と同等の秘密保持義務を課すものとし、当該義務を遵守させなければならない。

(研究成果の公表)

第5条 丙は、学位論文、研究報告、学会発表その他の方法により、本研究の成果を公表しようとするときは、公表予定日の〇〇日前に公表内容を甲及び乙に通知するものとする。

- 2 前項の公表内容に秘密情報が含まれる場合は、丙は、あらかじめ開示者の書面による同意を得なければならない。
- 3 丙は、秘密情報であるか否かにかかわらず、公表する本研究の成果に個人名又は個人を特定し得る情報が含まれる場合は、当該情報を匿名化又は抽象化する等の措置を講じるものとする。

(知的財産権)

第6条 甲の教職員及び丙は、本研究の過程で知的財産権が生じた場合は、国立大学法人愛媛大学知的財産権規程に従って取り扱うものとする。

- 2 乙が本研究に関与して知的財産権が生じた場合の取扱いについては、甲、乙及び丙が別途協議するものとする。

(契約期間)

第7条 本契約の有効期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から3年間とする。ただし、甲、乙及び丙が別途協議の上、書面により合意した場合は、当該有効期間を延長又は短縮することができる。

- 2 本契約が終了した場合、甲、乙及び丙は、開示者からの請求があったときは、開示者の指示に従い秘密情報を返還又は廃棄するものとする。
- 3 本契約の終了後も、第3条から第5条まで及び第8条の規定は、なお〇年間その効力を有するものとする。

(損害賠償)

第8条 甲、乙又は丙は、本契約条項の違反により他の当事者に損害を与えたときは、当該損害を賠償する。

(協議)

第9条 甲、乙及び丙は、誠実に本契約を履行し、本契約に定めのない事項又は疑義のある条項が生じたときは、誠意をもって協議の上、解決する。

(裁判管轄)

第10条 本契約に関する訴えについては、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛媛県松山市道後樋又10番13号
国立大学法人愛媛大学
学長 仁科 弘重 印

乙 住所
会社名
役職名 氏名 印

丙 住所
氏名 印
(必要に応じて、所属する会社名を記載)